



## 一、最新中国法令

### ● 关于执行程序中计算迟延履行期间的债务利息适用法律若干问题的解释

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2014〕8号

【发布日期】2014-07-07

【实施日期】2014-08-01

【内容提要】该解释首次明确规定了一般债务利息与加倍部分债务利息的关系(“各算各的,互不影响”),计算加倍部分债务利息的截止时间、扣除期间,外币案件如何计算加倍部分债务利息等;重新规定和细化了起算时间、执行款项的清偿顺序等。根据该解释:

- 迟延履行期间的一般债务利息,根据生效法律文书确定的方法计算;生效法律文书未确定给付该利息的,不予计算。
- 加倍部分债务利息=债务人尚未清偿的生效法律文书确定的除一般债务利息之外的金钱债务×日万分之一点七五×迟延履行期间。
- 被执行人的财产不足以清偿全部债务的,应当先清偿生效法律文书确定的金钱债务,再清偿加倍部分债务利息,但当事人对清偿顺序另有约定的除外。

【法令全文】请点击以下网址查看:

司法解释:

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/07/id/147935.shtml>

答记者问:

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/07/id/1354917.shtml>

### ● 中国(上海)自由贸易试验区条例

【发布单位】上海市人民代表大会常务委员会

【发布文号】上海市人民代表大会常务委员会公告第14号

【发布日期】2014-07-25

【实施日期】2014-08-01

【内容提要】根据该条例:

#### 主要内容

- 包含管理体制、投资开放、贸易便利、金融服务、税收管理、综合监管、法治环境等章节;
- 将上海自贸区半年试点工作以来有关负面

## 一、最新中国法令

### ● 執行手続きの履行遅延期間における債務利息計算の適用法律に伴う若干事項に関する解釈

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2014〕8号

【発布日】2014-07-07

【実施日】2014-08-01

【概要】本解釈は初めて一般債務利息と二倍計算部分の債務利息との関係(「個別に計算し、相互に影響しない」)、二倍計算部分債務利息の計算期間、控除期間、外貨案件における二倍計算部分債務利息の計算方法などを明確に規定し、起算時間、執行金額の弁済手順などを改めて規定し細分化した。本解釈によると、以下の通りである。

- 履行遅延期間の一般債務利息については、発効済み法律文書で確定した方法に基づき計算する。発効済み法律文書で当該利息の支払いを確定していない場合は計算しない。
- 二倍計算部分の債務利息=債務者が未だ弁済していない発効済み法律文書で確定した一般債務の利息を除いた金銭債務×一日あたり0.0175%×履行遅延期間。
- 被申立人の財産が全債務の弁済に不足する場合、発効済み法律文書で確定した金銭債務の弁済を優先し、その上で二倍計算部分の債務利息を弁済する。ただし、当事者に弁済手順について別途取決めがある場合は、この限りではない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

司法解释:

<http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/07/id/147935.shtml>

記者からの質問に対する回答:

<http://www.chinacourt.org/article/detail/2014/07/id/1354917.shtml>

### ● 中国(上海)自由貿易試驗区条例

【発布機関】上海市人民代表大会常务委员会

【発布番号】上海市人民代表大会常务委员会公告第14号

【発布日】2014-07-25

【実施日】2014-08-01

【概要】本条例によると、以下の通りである。

#### 主な内容

- 管理体制、投資開放、貿易の利便、金融サービス、税收管理、総合監督管理、法治環境などの項目が含まれる。
- 上海自由貿易区における半年の試行作業後の

<p>清单管理模式、工商登记制度改革、贸易监管制度改革、金融创新以及政府监管模式创新等方面的改革创新措施，予以确认和完善。</p>
<p><b>十大亮点</b></p> <p>“法无禁止皆可为”、负面清单管理模式、企业注册便利化、海关和检验检疫监管制度改革、国际贸易单一窗口、五大金融创新、六大事中事后监管制度、一公平四保护、进一步增强透明度等。</p>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item\\_page.aspx?parentId=627&id=968](http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?parentId=627&id=968)

● 关于跨境贸易电子商务进出境货物、物品有关监管事宜的公告

【发布单位】海关总署  
 【发布文号】海关总署公告 2014 年第 56 号  
 【发布日期】2014-07-23  
 【实施日期】2014-08-01  
 【内容提要】电子商务企业或个人通过经海关认可并且与海关联网的电子商务交易平台实现跨境交易进出境货物、物品的，应按照该公告接受海关监管。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info714483.htm>

● 关于进一步推进户籍制度改革的意见

【发布单位】国务院  
 【发布文号】国发〔2014〕25 号  
 【发布日期】2014-07-24  
 【内容提要】根据该意见：

<p><b>进一步调整户口迁移政策</b></p> <p>全面放开建制镇和小城市落户限制，有序放开中等城市（城区人口 50 万至 100 万）落户限制，合理确定大城市落户条件（城区人口 100 万至 500 万），严格控制特大城市（城区人口 500 万以上）人口规模。其中，特大城市要建立完善积分落户制度：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以具有合法稳定就业和合法稳定住所（含租赁）、参加城镇社会保险年限、连续居住年限等为主要指标，合理设置积分分值。</li> <li>达到规定分值的流动人口本人及其共同居住生活的配偶、未成年子女、父母等，可以在当地申请登记常住户口。</li> </ul>
<p><b>建立城乡统一的户口登记制度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取消农业户口与非农业户口性质区分和由此衍生的蓝印户口等户口类型，统一登记为</li> </ul>

<p>ネガティブリスト管理方式、工商登記制度の革新、貿易監督管理制度の革新、金融革新および政府監督管理方式の革新などにおける改革革新措置を確認、整備する。</p>
<p><b>十大ポイント</b></p> <p>「法令で禁止されていないものは可」、ネガティブリスト管理方式、企業登録の利便化、税関および検査検疫監督管理制度の改革、国際貿易のワンストップ窓口、五大金融革新、六大中間、事後の監督管理制度、一つの公平四つの保護、更なる透明度の強化など。</p>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item\\_page.aspx?parentId=627&id=968](http://www.shftz.gov.cn/WebViewPublic/item_page.aspx?parentId=627&id=968)

● クロスボーダー貿易電子商取引の輸出入貨物、物品に伴う監督管理事項に関する公告

【発布機関】税関総署  
 【発布番号】税関総署公告 2014 年第 56 号  
 【発布日】2014-07-23  
 【実施日】2014-08-01  
 【概要】電子商取引企業または個人が、税関認可済み且つ税関とオンライン接続した電子商取引プラットフォームを通じてクロスボーダー取引を実現し、貨物、物品の輸出入を行う場合、本公告に照らして税関の監督管理を受けなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info714483.htm>

● 戸籍制度改革の更なる推進に関する意見

【発布機関】国务院  
 【発布番号】国発〔2014〕25 号  
 【発布日】2014-07-24  
 【概要】本意見によると、以下の通りである。

<p><b>戸籍移転政策の更なる調整</b></p> <p>鎮および小都市の戸籍登録規制を全面的に緩和し、中都市（都市部の人口 50 万から 100 万）の戸籍登録制限の秩序ある開放を実施し、大都市（都市部の人口 100 万から 500 万）の戸籍登録条件を合理的に確定し、特大都市（都市部の人口 500 万以上）の人口規模を厳格にコントロールする。その中、特大都市は点数制戸籍登録制度を確立整備しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適法で安定した仕事と住所（賃借を含む）、都市社会保険の加入年数、連続居住年数などを主な指標とし、点数制を合理的に設置する。</li> <li>所定の点数に達した流動人口の本人およびその生活を共にする配偶者、未成年子女、父母などは、現地にて常住戸籍登録を申請することができる。</li> </ul>
<p><b>都市農村部統一の戸籍登記制度の確立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農民戸籍と非農民戸籍の性質区分およびこれにより派生する青印戸籍などの戸籍分類を廃</li> </ul>

居民户口。
<b>建立居住证制度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公民离开常住户口所在地到其他设区的市级以上城市居住半年以上的，在居住地申领居住证。符合条件的居住证持有人，可以在居住地申请登记常住户口。</li> <li>以居住证为载体，建立健全与居住年限等条件相挂钩的基本公共服务提供机制。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content\\_8944.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content_8944.htm)

止し、居住者戸籍として統一登記を行う。
<b>居住证制度の確立</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公民が常住戸籍所在地を離れ、その他の区を設けた市級以上の都市に居住して半年以上経過した場合、居住地において居住証を申請受領する。条件を満たす居住証保有者は、居住地において常住戸籍登記を申請することができる。</li> <li>居住証を媒体として、居住年数などの条件と相互に連動する基本公共サービス提供体制を確立整備する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content\\_8944.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-07/30/content_8944.htm)

● [网络交易平台合同格式条款规范指引](#)

【发布单位】国家工商行政管理总局  
 【发布文号】工商市字〔2014〕144号  
 【发布日期】2014-07-30  
 【实施日期】2014-07-30  
 【内容提要】中国境内设立的网络交易平台的经营者通过互联网（含移动互联网），以数据电文为载体，采用格式条款与平台内经营者或者消费者订立合同的，适用该规范指引。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201408/t20140801\\_147255.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201408/t20140801_147255.html)

● [オンライン取引プラットフォーム契約約款規範ガイド](#)

【発布機関】国家工商行政管理総局  
 【発布番号】工商市字〔2014〕144号  
 【発布日】2014-07-30  
 【実施日】2014-07-30  
 【概要】中国国内で設立したオンライン取引プラットフォームの事業者が、インターネット（モバイルインターネットを含む）を通じ、データグラムを媒体として、約款によりプラットフォーム内事業者または消費者と契約を締結する場合、本規範ガイドを適用する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201408/t20140801\\_147255.html](http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/scqfgls/201408/t20140801_147255.html)

● [现行有效外汇管理主要法规目录（截至 2014 年 07 月 31 日）](#)

【发布单位】国家外汇管理局  
 【发布日期】2014-07-31  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.safe.gov.cn/resources/...](http://www.safe.gov.cn/resources/)

● [現行有効な外貨管理主要法規目録\(2014 年 7 月 31 日時点\)](#)

【発布機関】国家外貨管理局  
 【発布日】2014-07-31  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.safe.gov.cn/resources/...](http://www.safe.gov.cn/resources/)

● [关于调整全省最低工资标准的通知（浙江）](#)

【发布单位】浙江省人民政府  
 【发布文号】浙政发〔2014〕30号  
 【发布日期】2014-07-28  
 【内容提要】从 2014 年 08 月 01 日起，浙江省最低月工资标准调整为 1650 元、1470 元、1350 元、1220 元四档，非全日制工作的最低小时工资标准调整为 13.5 元、12 元、10.9 元、9.8 元四档。  
 【法令全文】请点击以下网址查看：  
[http://www.zj.gov.cn/art/2014/8/1/art\\_32431\\_172441.html](http://www.zj.gov.cn/art/2014/8/1/art_32431_172441.html)

● [浙江省最低賃金基準の調整に関する通知\(浙江\)](#)

【発布機関】浙江省人民政府  
 【発布番号】浙政発〔2014〕30号  
 【発布日】2014-07-28  
 【概要】2014 年 8 月 1 日から、浙江省最低月賃金基準を 1650 元、1470 元、1350 元、1220 元の四等級とし、非全日制勤務の最低時給基準を 13.5 元、12 元、10.9 元、9.8 元の四等級とする。  
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[http://www.zj.gov.cn/art/2014/8/1/art\\_32431\\_172441.html](http://www.zj.gov.cn/art/2014/8/1/art_32431_172441.html)

### 【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

- 2014 年上半年上海市外商直接投资实现两位数增长，跨国公司地区总部在沪达 470 家

2014 年上半年，上海市签订外商直接投资合同项目 2174 个，比去年同期增长 17.1%；合同金额 145.81 亿美元，增长 27.8%；实到金额 91.96 亿美元，增长 10.9%。

来沪投资的国家（地区）中，亚洲主要国家和地区成为来沪投资主体。其中，与中国香港签订来沪直接投资合同金额达 88.79 亿美元，占全市合同金额的 60.9%，居签约国家（地区）首位；新加坡合同金额 13.92 亿美元，占 9.5%，居第二位；日本合同金额 3.72 亿美元，占 2.6%，居第五位；以上三个国家（地区）合同金额为 106.43 亿美元，占全市合同总额的 73%。

另外，截至 06 月末，上海市跨国公司地区总部达到 470 家，其中今年上半年新增 25 家；外资投资性公司达到 291 家，新增 8 家；外资研发中心达到 375 家，新增 9 家。

（里兆律师事务所 2014 年 08 月 04 日编写）

- 内保外贷业务外汇操作的新动向研究（连载之一/共二篇）

近些年，随着中国企业不断“走出去”，以及中国境内企业经济实力的大幅提升，内保外贷业务在实务中不断涌现，由此对原有的内保外贷业务监管规定提出了新的要求。在外汇管理不断“简政放权”以及资本项目进一步开放的大背景下，国家外汇管理局于 2014 年 05 月 19 日正式发布《关于发布〈跨境担保外汇管理规定〉的通知》（汇发〔2014〕29 号，以下简称“29 号文”），公布了《跨境担保外汇管理规定》（以下简称“《规定》”）和《跨境担保外汇管理操作指引》（以下简称“《指引》”），并已于 2014 年 06 月 01 日起生效。在“29 号文”施行前，内保外贷的外汇操作主要受制于《境内机构对外担保管理办法》、《境内机构对外担保管理办法实施细则》（现已失效）、《外债管理暂行办法》以及《国家

### 【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

- 2014 年上半年の上海市外商直接投資は二桁成長を実現し、上海における多国籍会社の地域本部は 470 社に達した

2014 年上半年期において、上海市が締結した外商直接投資契約プロジェクトは 2,174 件であり、前年同期比 17.1%の成長となった。契約金額は 145.81 億米ドルで、27.8%の成長、払込済金額は 91.96 億米ドルで、10.9%の成長となった。

上海へ投資した国（地区）をみれば、アジアの主要国および地区が上海への投資主体である。その中、中国香港と締結した上海への直接投資契約金額は 88.79 億米ドルであり、市全体の契約金額の 60.9%を占め、契約締結国（地区）の首位である。シンガポールの契約金額は 13.92 億米ドルで、9.5%を占め、第二位である。日本の契約金額は 3.72 億米ドルで、2.6%を占め、第五位である。以上三つの国（地区）の契約金額は 106.43 億米ドルで、市全体の契約総額の 73%を占める。

この他、6 月末の時点で、上海市多国籍会社地域本部は 470 社に達し、その中、本年上半期に新規追加されたものは 25 社である。外資投資性会社は 291 社に達し、新規追加されたものは 8 社、外資研究開発センターは 375 社に達し、新規追加されたものは 9 社である。

（里兆法律事務所が 2014 年 8 月 4 日付で作成）

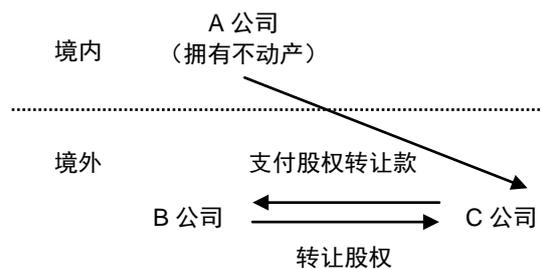
- 国内保証国外貸付業務の外貨処理に関する新动向の研究（連載の一/合計二篇）

ここ数年、中国企業が続々と海外へ進出し、中国国内企業の経済的実力が大きく向上するに連れ、国内保証国外貸付業務が実務において頻繁に生じるようになり、このため、これまでの国内保証国外貸付業務監督管理規定に対し新たな要求が提起されるようになった。外貨管理の「行政の簡素化、権限の委譲」および資本項目の更なる開放という大きな情勢を背景に、国家外貨管理局は 2014 年 5 月 19 日に「『クロスボーダー保証外貨管理規定』の公布に関する通知」（匯発〔2014〕29 号、以下「29 号文」という）を正式に発表し、「クロスボーダー保証外貨管理規定」（以下「規定」という）および「クロスボーダー保証外貨管理処理ガイド」（以下「ガイド」という）を公布し、既に 2014 年 6 月 1 日から発効している。「29 号文」の施行前、国内保証国外貸付の外貨処

外汇管理局关于境内机构对外担保管理问题的通知》(以下简称“39号文”(现已失效)等法律、法规(以下合称“《旧规定》”)。律师在本文中以工作中遇到的一个案件为例,讨论内保外贷业务的新发展,以及可能对实务操作的影响。

## 一、案件分析

A公司作为一家境内的外商投资企业,在中国境内拥有不动产;B公司作为一家日本企业,持有另外一家中国公司30%的股权,B公司因内部战略调整,准备将这30%的股权转让(另外,B公司还被境内其他机构持股);C公司为中国香港的企业,有意受让这30%的股权,向B公司支付股权转让款。就该笔股权转让款,A公司以其拥有的不动产为C公司担保,A公司与C公司之间无股权、资本以及关联关系。在该案中,债权、债务及担保关系如下图所示:



该案是一个典型的内保外贷案件,该案依据《旧规定》和现行政策的对比分析如下:

### 1. 基于《旧规定》的操作方法

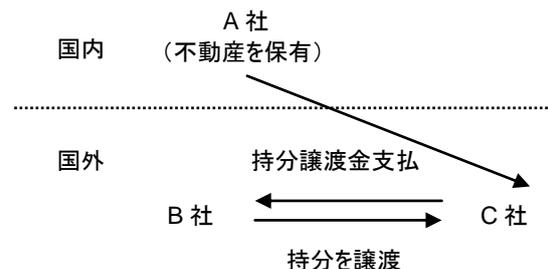
如果将该案放在《旧规定》框架下讨论,显然,由A公司直接为C公司担保,在外汇操作方面存在根本障碍。这是因为,根据“39号文”第14条之规定,担保人为企业时,被担保人须为担保人按照规定程序在境外设立、持股或间接持股的企业。而在该案中,C公司与A公司并没有股权关系,该内保外贷业务无法操作。为此,在《旧规定》框架下,该案可能的解决方案如下:

A公司请求境内银行为C公司担保,A公司以其拥有的不动产进行抵押,办理反担保。银行提供对外担保根据属于“融资性对外担保”还是“非融资性对外担保”,有所区别。根据“39号文”第一条第3、4款的规定,融资性对外担保,是指担保项下主合同具有融资性质的对外担保,包括但不限于为借款、债券发行、融资租赁等提供的担保,以及国家外汇管理局认定的其他对外担保形式。除融

理是主に「[国内機構对外保証管理弁法](#)」、「[国内機構对外保証管理弁法実施細則](#)」(既に失効している)、「[外債管理暫定弁法](#)」および「[国家外貨管理局の国内機構の对外保証管理事項に関する通知](#)」(以下「39号文」という)(既に失効している)などの法令(以下「旧規定」と総称する)の制約を受けていた。本文では、筆者が業務において遭遇した一つの案件を例に、国内保証国外貸付業務の新たな発展、および実務処理に及ぼすと思われる影響を検討する。

## 一、案件分析

A社は国内の外商投資企業であり、中国国内に不動産を保有している。B社は日本企業であり、別の中国会社一社の30%の持分を保有している。B社は内部戦略の調整により、当該30%持分の譲渡を行う予定である(なお、B社は更に中国国内のその他の機構にも持分を保有されている)。C社は中国香港の企業であり、当該30%持分を譲り受ける意向があり、B社に対し持分譲渡金を支払う。当該持分譲渡金について、A社は自己の保有する不動産をもって、C社のためにB社へ保証を提供する。A社とC社の間には持分、資本および関連会社の関係はない。本件において、債権、債務および保証の関係は以下の図のとおりである。



本件は一つの典型的な国内保証国外貸付案件であり、本件に関する「旧規定」と現行政策の对比分析を以下に行う。

### 1. 「旧規定」に基づく処理方法

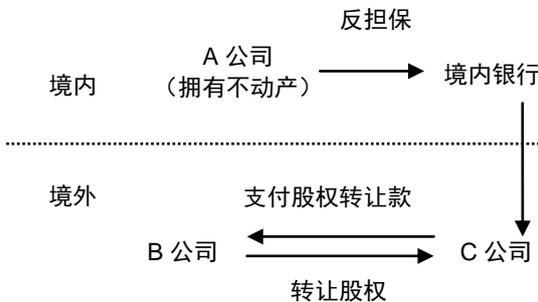
本件を「旧規定」の枠組みで議論するならば、A社が直接C社のために保証を提供することは、明らかに外貨処理の面で根本的な障害が存在する。その理由は、「39号文」第14条の規定によれば、保証人が企業である場合、被保証人は、必ず保証人が定められた手順に基づいて国外で設立し、持分保有または間接的に持分を保有する企業でなければならないとされているのだが、本件では、C社とA社は持分関係がないため、当該国内保証国外貸付業務は処理できない。よって、「旧規定」の枠組みにおいては、本件で採りうる解決方法は以下のとおりとなる。

A社は国内銀行に対しC社のために保証を提供することを求め、A社は自己の保有する不動産に抵当権を設定し、裏保証手続きを行う。銀行が提供する对外保証は、それが「融資性对外保証」であるのか、それとも「非融資性对外保証」であるのかによって異なる。「39号文」第一条第3、4項の規定によれば、融資性对外保証とは、保証項目における主契約が融資的性質を具備する对外保証を指し、借入金、債権発行、ファイナンスリ

资性对外担保以外的其他形式的对外担保为非融资性对外担保。我们理解，该案中的股权转让款支付属于非融资性对外担保。

根据“39号文”第十一条的规定，银行提供非融资性对外担保，其被担保人或受益人至少有一方应为在境内依法注册成立的法人，或至少有一方应为由境内机构按照规定在境外设立、持股或间接持股的机构。因为受益人B公司与境内其他机构具有持股关系，符合了受益人由境内机构持股的规定，因此在该案中银行可以提供非融资性对外担保。

示意图如下：



上述方法虽然实现了该笔股权转让款的内保外贷，但是却存在诸多不便利之处。例如，通过银行办理反担保，无疑会增加股权转让的资金和时间成本，提高企业实现内保外贷的难度。该等问题的不断出现促使了内保外贷外汇操作的改革。

## 2. 基于现行政策的操作方法

**首先，在现行的政策下，已不再区分融资性担保和非融资性担保，按照统一的政策进行管理。其次，“29号文”已取消担保人与被担保人具有上述股权关系的要求。**根据《指引》第一部分第二条的规定，外汇局按照真实、合规原则对非银行机构担保人的登记申请进行程序性审核，并为其办理登记手续。因此，通常来说，只要该等对外担保具有商业合理性，即可以在外汇局办理登记手续。该案的对外担保属于物权担保，因此，需要同时符合“29号文”有关物权担保的相关规定。

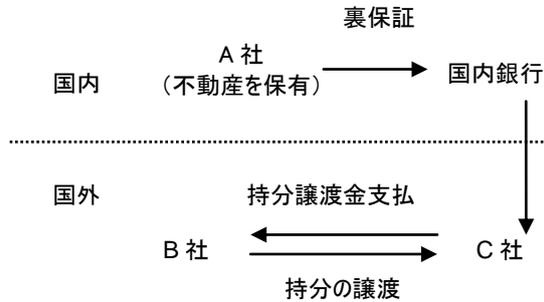
由于篇幅限制，暂介绍以上内容。在接下来的《里兆法律资讯》中，我们将继续介绍“二、内保外贷业务其他外汇操作的新发展”、“三、现行内保外贷外汇政策带来的问题与挑战”。敬请关注。

(里兆律师事务所 2014年08月01日编写)

一スなどのために提供する保証、および国家外貨管理局が認定したその他の対外保証形式を含むが、これらに限らない。融資性対外保証以外のその他の形式の対外保証は非融資性対外保証となる。筆者の理解では、本件における持分譲渡金の支払いは非融資性対外保証に該当する。

「39号文」第十一条の規定によれば、銀行が提供する非融資性対外保証は、その被保証人または受益者の少なくとも一方が国内で法に則り登録成立した法人であるか、あるいは少なくとも一方は国内機構が規定に則り国外で設立し、持分保有または間接的に持分を保有する機構でなければならない。受益者であるB社は国内のその他の機構と持分関係にあることから、受益者は国内機構が持分を保有する機構であるとの規定に合致するため、本件において銀行は非融資性対外保証を行うことができる。

図で示すと以下のとおりである。



上述の方法は本件持分譲渡金の国内保証国外貸付を実現しているが、不便な点が多く存在する。例えば、銀行を通じた裏保証手続きは、持分譲渡に伴う資金および時間のコストを増加させ、企業の国内保証国外貸付の難度を上げるものであることは明らかである。この種の問題が多々生じたため、国内保証国外貸付外貨処理の改革を促すことになった。

## 2. 現行政策に基づく処理方法

**第一に、現行政策においては、既に融資性保証と非融資性保証の区分はなく、統一的政策に基づいた管理が行われている。第二に、「29号文」は既に前述の保証人と被保証人との持分関係に関する要求を廃止している。**「ガイド」第一部分第二条の規定によれば、外貨管理局は真実、規則との合致の原則に基づいて非銀行機構である保証人の登記申請に対し手順上の審査を行った上、それに対し登記手続きを行う。このため、通常では、当該対外保証が商業上の合理性を備えてさえいれば、外貨管理局において登記手続きを行うことができる。本件の対外保証は物的保証に該当するため、同時に「29号文」の物的保証に関する規定にも合致しなければならない。

紙面に限りがあることから、まずは以上の内容を紹介する。次回の「里兆法律情報」では、「二、国内保証国外貸付業務のその他の外貨処理に関する新たな発展」、「三、現行の国内保証国外貸付外貨政策がもたらす問題と挑戦」について紹介するので、ご期待いただきたい。

(里兆法律事務所が2014年8月1日付で作成)